

館林市

介護職員初任者研修支援事業(受講費補助事業)

1 補助対象者

市内に在住している者で、次の要件のすべてを満たした場合に、補助金を申請できます。

- (1) 介護職員初任者研修（令和7年4月1日以降開講）の受講料を負担して、当該研修を受講し修了した者。
- (2) 研修修了後3か月以内に市内の介護事業所等に介護職として就労し、継続して3か月以上勤務している者。（市内の介護事業所等にすでに就労し研修を受ける場合には、研修修了後継続して市内の介護事業所等で3か月以上介護職として勤務している者。）
- (3) 受講料について、重複して他の法令や制度に基づく助成金の交付を受けていないこと。

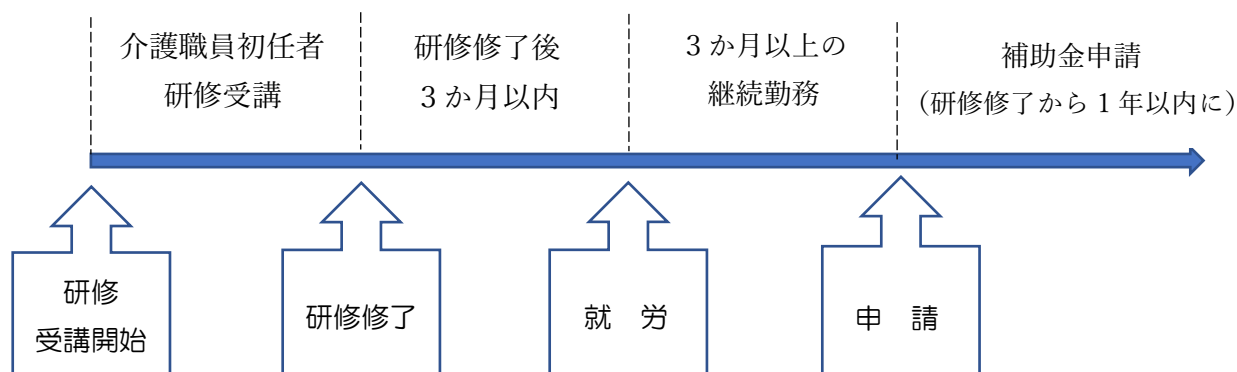
2 補助金額

補助上限額（1人あたり） 5万円

（補助対象経費が上限に満たない場合はその額とし、千円未満は切り捨てます。）

補助額が予算額に達した場合、受講料補助の受付を終了します。

3 申請の流れ



4 申請の手続き

提出書類を、研修修了の翌日から起算して1年以内に、館林市役所介護保険課介護保険係へ**令和9年1月29日(金曜日)までに**提出してください。

5 提出書類

館林市介護職員初任者研修支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書
就労証明書、研修修了証明書の写し、受講料等領収書の写し

お問合せ先

館林市役所介護保険課介護保険係

電話：0276-47-5133

メール：kaigohoken@city.tatebayashi.gunma.jp